

平成22年2月4日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20730068
 研究課題名（和文）
 銀行破綻における法的問題の研究－監督当局に対する責任追及とその法的対応－
 研究課題名（英文）
 Studying the Legal Issues Arising in the Failure of Banking Corporations
 研究代表者
 前原 信夫（MAEHARA NOBUO）
 香川大学・法学部・准教授
 研究者番号：30380140

研究成果の概要（和文）：

諸外国において、銀行破綻は監督当局に対する責任追及を惹起している。とりわけ、監督当局に対する責任追及は、銀行破綻において預金を回復できない預金者によって提起される。そのため、本研究の目的とは、ドイツにおける監督当局の責任の法的枠組みを検討することである。検討を行った結果、免責による監督当局の保護は、いくつかの法律上の問題を理由として、正当化されえないことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

In foreign countries, Bank failures have led to liability claims being directed against supervisory authorities. These claims are particularly introduced by depositors with the failed banks who have not managed to recovery their deposits. In this context, the purpose of this study is to examine the legal framework for liability of the banking supervisory authority in Germany. Result showed that protection of supervisory authorities through immunity from liabilities is not to be justified because of several legal issues.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：商法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：金融法

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、バブル経済崩壊後に相次いで生じた金融機関の破綻により、破綻金融機関の経

営者の責任を追及する訴訟が数多く提起されてきたなかで、金融機関の取締役の負うべき注意義務の内容や程度を金融機関以外の会社

の取締役の注意義務とは異なるものと解して、銀行の取締役がその責任を厳しく問われる可能性があることや、銀行の経営が悪化した場合には総議決権の50%超保有の株主に何らかの支援を求める法制(銀行法52条の14, 52条の33)により、銀行経営に支配的な影響力を行使しうる銀行持株会社や主要株主に対し銀行救済のための金融支援を要請するなど、会社法上の「株主有限責任の原則」(会社法104条)を修正して持株会社や株主が負うべき責任の範囲を拡大する法的措置の必要性や法的責任の明確化が指摘されている。

(2)しかし、金融規制や金融行政のあり方を通じて銀行経営に影響を及ぼしうる監督当局の責任について、わが国では戦後銀行や保険会社が破綻して預金者や保険契約者が損害を被ることがなく議論の実益もなかったためであろうか、正面から論じられることはあまりなかった。これに対して、1970年代後半から1990年代前半にかけて銀行破綻を経験し、監督当局の責任が大きな社会問題となったドイツやイギリス、アメリカ等においては、銀行法その他の法律に免責規定を設けることで監督当局の責任を免除・軽減するための法的手当てがなされており、その対応をめぐって詳細な検討や議論が展開されている。また、バーゼル銀行監督委員会『実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則』(1997年)の原則1においても、銀行監督に必要な不可欠な法的枠組みの一つとして「監督当局の法的保護」が挙げられている。

2. 研究の目的

(1)法令に基づく厳格な規制や監督を通じて銀行経営の健全性を確保する仕組みが構築されても、一般の事業会社と同じ私企業として経営されている以上、銀行破綻も例外ではない。また、薬害・食品公害事件を中心に、第三者に行為によって国民一般に損害が生じる事案において所轄の行政当局の規制・監督責任が問題となりうるように、平成17年4月のペイオフの凍結解除(解禁)によって預金等の全額保護措置が廃止されているわが国において、銀行破綻に際して預金者に損害が生じるような場合には、監督当局に対する責任追及の可能性は否定できない。とりわけ、銀行免許の付与・取消や早期閉鎖など銀行規制における監督当局の対応に疑義が生じたり、監督上の義務違反が認められるような場合には、銀行破綻により預金を回収できなかった預金者は、監督責任を理由として、監督当局の責任を追及して損害賠償を求めることが考えられる。

(2)銀行破綻において厳格な責任を追及され

る銀行の取締役や株主、全額保護措置の廃止により自己の責任において行動することが求められる預金者との間で社会的な均衡を図る必要性があることに鑑みると、監督当局に対する責任追及は決して否定されるべきものではない。しかし、監督当局に対する責任追及が容易に認められるような場合、その性質上微妙な判断が求められる監督当局の意思決定や規制行為に重大な影響を及ぼすことが懸念されるところである。もっとも、このような問題は別段わが国に限ったことではない。本研究において比較検討の対象となるドイツにおいては、連邦通常裁判所1979年2月15日判決(いわゆるWetterstein判決)および1979年連邦通常裁判所7月12日判決(いわゆるHerstatt判決)で裁判所が監督当局に対する責任追及を認めて従来の判例の立場を変更したことから、1984年信用制度法(Gesetz über das Kreditwesen: KWG)の第三次改正を契機として、監督当局の預金者に対する責任を免除する旨の規定が同法6条(3)項(現在では、当該規定はGesetz über die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: FinDAG 4条(4)項に引き継がれている)に設けられており、法律上どのような問題が生じるのかを示してくれる。

(3)このような観点から、本研究は、銀行破綻における監督当局の責任に関する問題を、銀行破綻における監督当局の法的責任についてその対応なり方向性なりが未だ示されていないわが国の現状に求め、ドイツのヘルシュタット銀行(Privatbankhaus I. D. Herstatt KGaA)をはじめ、銀行等の金融機関の破綻においてドイツ連邦銀行監督局(BaKred)の監督責任が大きな社会問題となったドイツにおける法的対応の現状とそれをめぐる判例および学説の展開を検討し、わが国においても現実に生起しうるであろう法律上の問題について検討を加えるものである。

(4)なお、研究代表者は、すでに「監督当局の責任」という共通の研究テーマにおいて、イギリス法における判例および学説の展開を対象とした研究論文である拙稿「銀行規制における監督当局の責任」香川法学28巻2号89頁以下(2008年)を公表しているが、本研究は、あくまでドイツ法を検討対象としており、わが国法制のあり方について発展的に検討するものである。

3. 研究の方法

(1)本研究では、まず初めに、検討対象であるドイツについて、監督当局に対する責任追及の法的根拠を明らかにした。それを踏まえた上で、次に、監督当局に対する責任追及の可

能性を認める判決を下した 1979 年の二つの連邦通常裁判所判決を中心に、当該判決以前の判例および学説を概観し、当該判決以後の判例および学説の展開にも検討の対象を拡げている。さらに、連邦通常裁判所判決を受けて 1984 年の信用制度法の第三次改正によって行われた立法対応とその有効性をめぐる学説上の議論からドイツ法における問題点を明らかにするとともに、これに関する近時の判例として連邦通常裁判所 2005 年 1 月 20 日判決を紹介した。そして最後に、ドイツにおけるこの問題に関する議論からわが国法制においても現実に生じうるであろう三つの問題点を指摘している。

(2) 具体的な研究方法については、①債権者としての預金者の地位、②監督義務の法的性質、および③国家賠償の保障を定めた憲法 17 条の下での、監督当局の責任を免除・軽減するための法的手当てとしての免責規定の有効性、の三点に留意しつつ、邦語文献の収集を行った。またこれと平行して、監督当局に対する責任追及の可能性を認めて従来の判例の立場を変更した 1979 年の二つの連邦通常裁判所判決と、その後の 1984 年の信用制度法改正とそれをめぐる学説上の議論等に関するドイツの研究成果を収集し、読解する作業に努めた。

4. 研究成果

(1) 本研究では、銀行破綻によって損害を被った預金者の監督当局に対する責任追及の可能性は否定できないという問題意識から、ドイツの銀行監督における法的対応の現状とそれをめぐる問題について紹介、検討を行った。

ドイツにおける監督当局の責任については、ドイツ民法典 (BGB) 839 条に基づく預金者の第三者性により、監督当局の預金者に対する職務義務の有無が問題になりうるどころ、1979 年の二つの連邦通常裁判所判決によって、その存在を否定してきた従来の判例および学説の立場とは逆の司法判断が示され、国家賠償による責任追及の道が預金者に開かれることとなった。その後、当該判決をめぐって学説上様々な見解が主張されてきたが、1984 年の信用制度法の第三次改正を契機として、同法 6 条 (3) 項 (現 FinDAG 4 条 (4) 項) において、「連邦監督局は、本法及び他の法律により付与された職務を公共の利益のためにのみ遂行する。」とする規定が設けられたことにより、監督当局の責任をめぐる問題が「職務上の義務違反」から「当該規定の有効性」へと移ることとなった。もっとも、学説では、ドイツ連邦共和国基本法 (GG) における各個別の規定に関連して憲法上の問題が指摘され、KWG 6 条 (3) 項によって導入された規律に対し長き

にわたり激しい批判が向けられてきたが、最終的には、連邦通常裁判所判決 2005 年 1 月 20 日判決において当該規定の有効性を確認する判断が示されるに至っている。

(2) ドイツにおける法的対応の現状とそれをめぐる判例および学説の展開からわが国法制のあり方を検討する上で参考となりうる点を考えると、本研究では、以下のような知見を得ることができた。

①わが国においても国の賠償責任が成立するためには、個別の国民に対する職務上の義務違反がなければならず、しかもその職務義務は一般的利益のみならず第三者である個別の国民の保護をも目的とするものでなければならない。しかし、手形の現金決済等によって被った損害の賠償をめぐって旧大蔵大臣の監督権行使の懈怠が争われた裁判で、個人に対する職務義務の存在を否定する判断が示された事例があるにすぎない。また、学説上、法律の解釈において、国民の国に対する法的地位の変化から、公益の保護のみを目的とする法律も個人の利益をも目的として解釈すべき必要性が説かれており、銀行破綻によって預金者が損害を被り監督当局を被告とする訴訟もこれまで提起されていない。このように考えると、わが国において、直ちに監督当局に対する責任追及の可能性が否定されるとは必ずしも言い切れない。

②国家賠償法 5 条により、わが国においてもドイツ法と同じく、免責規定を通じて監督当局の責任を免除・軽減するための法的措置を講じることが考えられる。しかし、憲法 17 条には、基本法 34 条のように、国家賠償の保障に例外を認めた規定がないことから、預金者の監督当局に対する損害賠償請求を制約するような規定は憲法 17 条に抵触する可能性がある。

③近年ドイツでは、強制加盟と任意加盟の 2 階建ての制度によって広範な預金保護が提供されていることを理由として、学説上、監督当局の責任を否定的に捉える見解が主張されている。しかし、ドイツにおける預金保護制度とは異なり、ペイオフ解禁による預金等の全額保護措置の廃止を受けて付保預金限度額の範囲内で預金の払戻しが制限されているわが国の現状に鑑みると、預金保険制度における預金者保護は監督当局の責任を否定する十分な根拠にはなりえない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 (計 1 件)

前原 信夫、銀行破綻と監督当局の責任、香川

6. 研究組織

(1) 研究代表者

前原 信夫 (MAEHARA NOBUO)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：30380140